

青森県県土整備部建設工事施工体制点検要領

(趣旨)

第1条 この要領は、技術者の適切な配置の徹底及び一括下請負（その請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせることをいう。以下同じ。）等の不正行為の排除を図るため、県土整備部が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の施工体制の点検等の実施に関し点検内容等必要な事項を定め、工事現場の適正な施工体制の確保に資することを目的とする。

(対象とする建設工事及び建設業者)

第2条 この要領の規定により施工体制の点検等を行う建設工事及び建設業者（法第2条第2項に規定する建設業を営む者及び同条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

- (1) 対象とする建設工事 県土整備部が発注した建設工事（以下「発注工事」という。）及び当該発注工事を直接請け負った建設業者（以下「元請負人」という。）が当該発注工事を施工するために下請契約を締結した建設工事を対象とする。
- (2) 対象とする建設業者 元請負人、元請負人と下請契約を締結（以下「一次下請契約」という。）した建設業者（以下「一次下請負人」という。）、及び下請負人と再下請負契約を締結（以下「〇次下請契約」という。）した建設業者（以下「〇次下請負人」という。）を対象とする。

なお、〇次下請契約及び〇次下請負人は、少なくとも三次下請までを対象とする。

(元請負人による自己点検等の区分)

第3条 元請負人は、当該発注工事について下請契約を締結したときは、施工体制台帳及び施工体系図等（以下「台帳」という。）を下請契約の締結の日から概ね45日以内に発注者に提出するものとする。

2 元請負人は、次の各号のいずれかに該当するときには、元請自己点検票を作成し、台帳とあわせて、下請契約の日から概ね45日以内に発注者に提出するものとする。

- (1) 一次下請の請負代金の総額を発注工事の請負代金の額で除した割合（以下「下請割合」という。）が30%以上のもの。
- (2) 青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月1日青監第888号）

による調査が行われた発注工事（以下「低入札工事」という。）に係るもの。

- 3 自己点検の様式は、第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式によるものとする。

（発注者による点検の区分）

第4条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する発注工事について、点検を実施するものとする。

(1) 下請割合が30%以上のもの。

(2) 低入札工事に係るもの。

- 2 前項各号のいずれにも該当しない発注工事についても、台帳の内容等から総括監督員（青森県土木工事施工監督要領（平成9年4月1日制定）第2条第2項の規定により総括監督員に指定された職員をいう。以下同じ。）が必要と認めるときは、点検を実施できるものとする。

- 3 点検の様式は、第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式によるものとする。

（発注者による施工体制の点検方法）

第5条 施工体制の点検は、台帳提出時の提出書類による点検（以下「書類点検」という。）及び工事現場への立入りによる点検（以下「現場点検」という。）とし、施工体制点検リスト（第1号様式及び第2号様式）により行うものとする。

- 2 書類点検（第1号様式）は、契約事務担当職員（発注工事の契約の締結に関する事務を担当する職員をいい、所属長（青森県事務委任規則（昭和36年9月青森県規則第81号）の規定により工事の施行に関する権限を委任されている公所の長をいう。以下同じ。）及び当該事務を代決することができる者を除く。以下同じ。）と監督職員（青森県土木工事施工監督要領（平成9年4月1日制定）第2条第1項の規定により監督職員に指定された職員をいう。以下同じ。）が行うものとする。

- 3 現場点検（第2号様式）は、監督職員が行うものとする。

- 4 契約事務担当職員及び監督職員は、施工体制の点検において、当該発注工事に不適正事項があると認めたときは所属長にその旨を報告するものとする。

（発注者による一括下請負の点検方法）

第6条 一括下請負に関する点検は、一括下請負点検リスト（第3号様式及び第4号様式）により行うものとする。発注者は、1回の点検で把握が困難なときは、頻度を増やして行

うものとする。

2 元請に関する点検は、次の各号のいずれかに該当するときには、元請負人の実質関与について、元請の施工に関する点検（第3号様式）により、点検を行うものとする。

(1) 下請割合が50%以上のもの。

(2) 低入札工事に係るもの。

3 下請の施工に関する点検は、自ら施工していないと思われる下請業者を抽出して、下請の施工に関する点検（第4号様式）により、点検を行うものとする。

4 監督職員は、一括下請負に関する点検において、当該下請契約に一括下請負の疑義があると認めたときは所属長にその旨を報告するものとする。

（点検結果の報告）

第7条 監督職員は、点検が終了したときには、点検結果（第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式）及び台帳を速やかに所属長へ報告するものとする。ただし、点検結果に問題がない場合または台帳の呈欄のみの場合は、総括監督員までの報告で良いものとする。

（改善の指示）

第8条 所属長は、施工体制の点検において施工体制上不適当な点があったときは、当該元請負人に対しその改善を指示し、改善内容について施工体制改善報告書（第5号様式）により報告するよう求めるものとする。

（不適正事項の報告）

第9条 所属長は、施工体制の点検において次の事実が確認されたときは、下請報告に関する不適正事項報告書（第6号様式）により監理課長に報告するものとする。

(1) 監理技術者又は主任技術者の届出に虚偽があること。

(2) 一次下請契約の締結の日から概ね45日を経過した後も台帳が提出されていないこと。

(3) 一次下請契約に係る建設工事に関する下請契約の締結の日から概ね45日を経過した後も再下請負通知が行われていないこと。

(4) その他、点検リストにある報告が必要な事項に係るもの。

（一括下請負の疑義の報告）

第10条 所属長は、一括下請負に関する点検によって、その点検に係る下請契約が一括下請負に該当すると認められるときは、一括下請負疑義報告書（第7号様式）に施工体制点検リスト及び一括下請負点検リストの写しを添付して、当該工事に係る事務を所掌する課の長（以下「主務課長」という。）を経由し監理課長へ報告するものとする。

附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

2 土木工事における施工体制台帳及び施工体系図等の現場確認について（平成11年6月15日青技管第53号）は、廃止する。